電子契約事務フロー

（建設リサイクル法・契約保証対象工事の場合）

ひたちなか市	事業者	備考
契約相手方（落札候補者を含む）の決定 電子契約の利用・書面設計図書交付の希望確認		・電子契約を希望する場合は，契約検査課に電子メールにて電子契約利用申出書を提出してください。 ・令和8年6月以降，原則として書面の設計図書は交付しません。設計図書が書面で必要な場合は個別に作成しますのでお申し出ください。
電子契約利用申出書 受領	電子契約利用申出書 提出	
電子メール		
事後審査	契約関係書類の作成	※契約保証について
電　話		
	・建設リサイクル法 関係書類 ・契約保証関係書類 ※	・契約保証関係書類は，契約締結前までに提出いただければ問題ありません。 ・現金納付の場合は，契約検査課でのお手続きが必要です。 ・電子保証でない場合は，書面の保証書類を契約検査課に提出してください。
契約関係書類の受領	契約関係書類の提出	
電子メール		
電子契約システム（クラウドサイン）		
契約書アップロード	担当者による 契約書の確認・同意	・契約の際の電子メールは，電子契約システム（クラウドサイン）から送信されます。「@cloudsign.jp」からのメールが受信できるようにしておいてください。
電子メール	電子メール	
契約書の 最終確認・承認	契約締結権限者による 契約書の確認・同意	
電子メール		
契約締結（タイムスタンプ）		
電子メール	電子メール	
契約書を ダウンロードして保管	契約書を ダウンロードして保管	